

里親による被措置児童等虐待事例検証報告書 (公表版)

令和8年10月

広島県子ども・子育て審議会事例検証部会

本報告書の利用や報道にあたっては、プライバシー保護の観点から、
十分な配慮をしていただくようお願いします。

第1 検証について

1 検証の目的

令和7年9月に県内の里親が、東部こども家庭センター（以下「東部C」という。）から委託を受けていた幼い子ども（以下「本児」という。）に対して暴行を行い、令和8年3月に有罪となる事例が発生した。

里親制度は、家庭での養育に欠ける児童等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図るものであり、県においても、平成28年の児童福祉法改正により、子どもの最善の利益を図る観点から「家庭養育優先原則」が明確化されたことを受け、里親等委託の推進に取り組んでいる中で起きた今回の事例は、里親制度や家庭養育優先原則の根幹を揺るがす重大な問題である。

また、この事例については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10第1項に規定する被措置児童等虐待に該当する。

被措置児童等虐待に関する検証については、令和7年9月25日こ支虐第360号、こ支家第398号、こ支障第357号こども家庭庁支援局虐待防止対策課長、家庭福祉課長、障害児支援課長通知「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて（通知）」の別添「被措置児童等虐待対応ガイドライン～都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市向け～」に次のとおり記載されている。

被措置児童等虐待の事実確認等を踏まえ、所管行政庁（担当部署）は、児童相談所（所管行政庁と措置を行う都道府県の知事が異なる場合は当該知事（担当部署））等と協力し、都道府県児童福祉審議会等の第三者からの意見も取り入れながら、以下の観点から当該被措置児童等虐待に関する検証を行うこととします。

- ・当該被措置児童等虐待が起こった要因
- ・施設等のケア体制や法人の組織運営上の問題
- ・再発防止のための取組（施設等における関係者への処分、職員への研修、事業者・施設や法人における組織・システムの見直し等）

以上のことから、県では、この事例について、事実の把握と発生要因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することを目的として検証を行うものである。

この検証は、特定の組織や個人の責任追及、関係者の処罰を目的とするものではない。

2 検証の方法

広島県子ども・子育て審議会事例検証部会を設置し、計4回の会議を開催し検討を行った。具体的には、関係機関等から提供を受けた資料、関係機関職員等へのヒアリング、アンケート、公判終了を待って地方検察庁から入手した判決文書等により、情報の収集及び整理を行った。その情報を基に事実関係を確認し、発生原因の分析を行うとともに、問題点や課題の把握と再発防止に向けた今後の方策について検討を行い、具体的な提言を取りまとめた報告書を作成した。

【検証部会開催状況】

開催日	主な内容
令和8年4月30日(木)	検証の進め方の確認、事実の把握・確認
令和8年6月26日(金)	課題の把握・検討、論点整理
令和8年8月25日(火)	再発防止策の検討
令和8年10月8日(木)	報告書(案)の検討

【関係機関職員等へのヒアリング・アンケート】

実施時期	方法	対象者
令和8年6月17日	ヒアリング	市町職員
令和8年8月3日	アンケート	A施設職員
令和8年8月5日	ヒアリング	B施設職員
令和8年8月17日	ヒアリング	東部C職員
	ヒアリング	地区里親会に所属する里親
	アンケート	民間フォスティング機関職員

〈参考〉

広島県子ども・子育て審議会事例検証部会委員名簿（五十音順）

所属・役職	氏 名
広島県児童養護施設協議会 副会長 児童養護施設こぶしヶ丘学園 園長	あかぎ としふみ 赤木 敏史
東広島市こども未来部こども家庭課 こども家庭総合支援担当課長	おおすぎ ゆ み 大杉 由美
広島県子ども・子育て審議会処遇審査部会 部会長 福山市立大学教育学部児童教育学科 教授	のぐち けいじ 野口 啓示
広島県子ども・子育て審議会支援部会 部会長 安田女子大学教育学部 幼児教育学科 教授	はしもと のぶこ 橋本 信子
広島県北部こども家庭センター 所長	まつおか りょうじ 松岡 良治
認定特定非営利活動法人SOSこどもの村JAPAN 理事	まつざき よしこ 松崎 佳子
県立広島大学保健福祉学部保健福祉学科人間福祉学コース 教授	まつみや ゆきたか 松宮 透高

第2 事例の概要及び経過

1 事例の概要

(1) 事例の概要

区分	日付	内 容
申請～ 里親登録	R6. 4. 1	東部C職員による里父母の来所面談
	R6. 4. 8	里父母の里親認定申請書受理
	R6. 4. 19	東部C職員による里父母の来所面談
	R6. 5. 24	東部C職員による里父母宅訪問調査
	R6. 6. 15	里父母の里親研修受講開始
	R6. 7. 12	里父母の里親研修修了
	R6. 9. 2	広島県子ども・子育て審議会支援部会に里父母の里親登録について諮問→里父母ともに適格との答申
	R6. 10. 1	里父母の里親登録
交流～ 里親委託	R7. 4. 17	里父母と本児の交流開始 施設での面会による交流
	R7. 4. 21	施設での面会による交流
	R7. 4. 23	医療機関への同行による交流
	R7. 4. 29	施設での面会による交流
	R7. 5. 6	施設での面会による交流
	R7. 5. 10	里父母宅への外出による交流
	R7. 5. 14	医療機関への同行、里父母宅への外出による交流
	R7. 5. 17～18	里父母宅への外泊（1泊）による交流
	R7. 5. 23～25	里父母宅への外泊（2泊）による交流
	R7. 5. 28～30	里父母宅への外泊（2泊）による交流
	R7. 5. 31	里父母へ本児を里親委託
里親委託後	R7. 6. 2	地域の関係者との情報共有等（里親応援ミーティング）
	R7. 6. 19	東部C職員による里父母宅訪問
	R7. 6. 28	施設職員による里父母宅訪問
	R7. 7. 9	東部C職員による里父母宅訪問
	R7. 7. 30	東部C職員による里父母宅訪問
	R7. 8. 19	東部C職員による里父母宅訪問
	R7. 9. 12	東部Cに関係機関から児童虐待通告
	R7. 9. 16	東部Cが本児を保護
	R7. 10. 22	東部Cが本児の里親委託措置解除

2 裁判

(1) 判決

被告人（里父）に対して、拘禁刑1年2か月、執行猶予4年

(2) 罪となるべき事実

- 令和7年9月12日、被告人方において、被告人が本児の顔面を足蹴し、抱きかかえた本児の身体を床に叩き付け、ベビーサークルのゲージに叩き付け、さらに頭部や背中を手拳で殴打するなどの暴行を加えた。
- 令和7年9月15日、被告人方において、本児の頭部を平手で殴打する暴行を加えた。

(3) 量刑の理由

被告人は、自分の力では抵抗することのできない本児に対して、執ように、顔を拳で殴ったり、踏みつけたり、体をつかんでベビーサークルのゲージに叩き付けたりするなどの強い暴行を加えており、誠に危険な犯行である。被告人は、自らの意思で里親となろうとして本児を預かっていたのに、自分のストレスのはけ口とするために各犯行に及んだものと認められる。被告人は、各犯行については、しつけのために行ったなどとも弁解しているが、幼児に対し、暴力を振るって意に従わせようとする行為はしつけではなく、単なる虐待である。以上によれば、本件の被告人の刑事責任を軽くみることはできない。

他方で、被告人の母親が証人として出廷して被告人の今後の監督等を約束していることなどの被告人のために酌むことのできる事情も認められる。以上の事情を考慮して、被告人の刑事責任に応じた刑を定めるとともに、今回は、その刑の執行を猶予する。

(4) 公判の内容

年月日	内 容
令和7年 12月23日	第1回公判（暴行罪について起訴） 検察側の冒頭陳述などによると、里父は8月末ごろからストレスを解消するため、本児の頭を殴るなどの暴行を加えるようになった。事件当日は自身を見ていた本児に腹を立て、いらいらをぶつけたと指摘した。
令和8年 2月3日	第2回公判（3件の暴行罪について追起訴） 検察側は冒頭陳述で、本児が朝ご飯を食べなくなったり、泣き続けて寝付こうとしなかったりしたことから犯行に及んだと指摘した。
令和8年 2月24日	第3回公判 検察側が拘禁刑1年2か月を求刑。 里父は被告人質問で「小さな子にトラウマを与えるようなことをして申し訳ない。」としつつ「しつけだった。」と証言した。 検察側は論告で「抵抗の術もない被害者に一方的に暴行を加え、極めて悪質。自己の不安やいらいらをぶつけた行為であることは明らかで、常習性も認められる。」と指摘。
令和8年 3月13日	第4回公判 拘禁刑1年2か月（執行猶予4年）の有罪判決

※) 内容については、県職員の公判の傍聴による。

第3 事例の検証

1 検証から明らかになった事実、課題

(1) 里親登録、委託に係るアセスメント、判断

- 里父には健康面への不安があったが、東部Cでは、健康状態の把握について、里父母からの聴取にたより、医師による見立てや意見は確認していないにもかかわらず、里親登録、里親委託に際して、適当と判断している。また、里親委託時や委託後も里父の健康面への不安に対する具体的な対策は講じられておらず、状況の確認も不十分であった。
- 本児と里親とのマッチングは、令和7年4月から開始し、3回の外泊（最長2泊3日）を経て、5月末には里親委託となっており、マッチングの期間は2か月であった。
なお、当該マッチングには東部CとA施設しか関わっておらず、他の関係機関は関与していない。またマッチング中の里親と本児の関係について、里親から特に相談はなく、東部C、A施設ともに具体的な課題等は把握していない。
- 里父は事件後、里親委託に関する不満を述べていたが、そうした里父の思いは、誰にも共有されていない。里親登録、里親委託に関しては、里母が主体的、積極的に動いており、東部Cとの面接においても、里父母一緒に里母単独で実施しており、里父から個別に意見を聞くことができていなかった。

(2) 委託後の里親家庭や養育状況の把握

- 里親委託後、里父母の就労環境が変化しており、里父の健康面にも配慮が必要な状況があったが、これらの状況を東部Cや関係機関は把握していなかった。
- 里親の住居地の市町（以下「住居地市町」という。）においては、東部Cが主体的に家庭訪問等を行っている状況のなかで、どのような関わりをすればよいか分からず、里親や本児に能動的に関わることがなかった。
- 本来は、里親を支援する立場にある民間フォスタリング機関が、里親が措置機関に話しにくい相談を聴く役割が期待されるが、本事例においては民間フォスタリング機関に対する東部Cからの情報共有等がほとんどなく、本里親家庭に民間フォスタリング機関は具体的な関与や支援を行っておらず、里親や本児の状況は把握していなかった。

(3) 里親に対する支援

- 里親に対しては、登録前の研修やマッチング等を行っているが、これらの研修やマッチングだけでは、実際の里親委託後に生じる養育上の困難さや課題等を具体的にイメージすることは難しい面がある。
- 里親は、措置機関である広島県こども家庭センター（以下「県こども家庭C」という。）に対して、措置解除になること等が不安で、委託された児童に係るトラブルや困っていること、苦しいこと等を言いにくい状況がある。
- 一般の家庭であれば、妊娠期から市町の保健師が家庭訪問等を行い、母親との関係性を構築しサポートするが、里親委託の場合は、保健師が関与しにくい面がある。
- 里親による互助組織として里親会があるが、新たに里親委託があっても個人情報保護の観点から、県から里親会へ情報が提供することが難しい。
- 里親委託後にレスパイトが必要になったときに、手続きが煩雑であるとともに、時間がかかり、使いにくい状況がある。

(4) 関係機関の連携、情報共有

- 本児を里親委託するまで、関係機関との情報共有や連携のための会議は開かれておらず、東部CとA施設、住居地市町しか本児の里親委託に係る情報を持っていなかった。
令和7年5月31日に里親委託を行い、関係機関との情報共有は6月2日にはじめて行われた。これは里親応援ミーティングとして、里親、住居地市町、A施設、民間フォostリング機関、東部Cが参加して実施された。B施設については、委託後に入園が決まっており、東部Cからの情報連携等は行われていない。
- 民間フォostリング機関ができたことにより、里親会、民間フォostリング機関、県子ども家庭Cの里親に対する役割が不明確になっている。特に東部Cでは、里親委託する際に、民間フォostリング機関への情報共有が少なく、結果としてマッチングや委託後の支援に民間フォostリング機関の関わる回数が少ない。
- 里親の住居地の市町においては、東部Cが主体的に家庭訪問等を行っている状況のなかで、どのような関わりをすればよいか分からず、里親や本児に能動的に関わることがなかった。【再掲】
- 本来は、里親を支援する立場にある民間フォostリング機関が、里親が措置機関に話にくい相談を聴く役割が期待されるが、本事例においては民間フォostリング機関に対する東部Cからの情報共有等がほとんどなく、本里親家庭に民間フォostリング機関は具体的な関与や支援を行っておらず、里親や本児の状況は把握していなかった。【再掲】
- 一般の家庭であれば、妊娠期から市町の保健師が母親と家庭訪問等を行い、関係をつくりサポートするが、里親委託の場合は、そうした保健師の家庭訪問等が行われておらず、保健師が関与しにくい面がある。【再掲】
- 里親による互助組織として里親会があるが、新たに里親委託があっても個人情報保護の観点から、県から里親会へ情報が提供することが難しい。【再掲】

2 再発防止に向けた対策への提言

提言1 里親と委託する児童との適合等に対する適切なアセスメント

【趣旨】

児童と里親の調整を十分に行った上で委託しても、児童が里親と共に生活する中で、児童のそれまでの養育環境の影響や児童の成長・発達に伴い、里親にとって養育に対する負担が大きくなり、委託児童との関係がうまくいかなくなるといった様々な状況が起こりうる。また、不適切な養育が行われることも起こりうる。

こうした里親不調をできるだけなくするため、県子ども家庭Cにおいては、里親と最初に出会った時から、面談・ガイダンス、家庭訪問、認定前・認定後の研修、マッチングといったあらゆる機会を捉えて里親の強みや課題、里親と委託する子どもとの適合等を継続的に把握するとともに、フォostリング機関や児童福祉施設等の関係機関と連携、協力し、適切にアセスメントを行う必要がある。

【取組の方向】

- 県子ども家庭Cでは、里親登録に係る調査を里親制度運営要領第2条の規定に基づき実施しているが、当該調査において虐待のリスク要因等があると疑われる場合は、当該リスク要因を客観的に把握するとともに、専門家からの意見等も踏まえ、適切なリスクアセスメントを行うこと。

里親にリスク要因があることによって、一律に里親登録や里親委託が認められないわけではないが、少なくとも里親委託を行う場合は、当該リスク要因について、関係機関と共有し、必要な支援体制等を講ずるとともに、定期的に状況を確認し、アセスメントを行う必要がある。

- マッチングについては、次のような対応を行い、児童と里親の関係性等について適切にアセスメントを行う必要がある。
 - ・ 多角的な視点から状況を確認し、評価ができるよう民間フォスティング機関や児童福祉施設等の関係機関と連携し実施すること。また、里親委託後、円滑に里親が関係機関に相談や支援を求めることができるよう里親と関係機関との関係性を構築するよう努めること。
 - ・ マッチングを行う際は、児童側の課題やリスク（病気、障害、育てにくさ等）を里親に丁寧に説明し、当該リスクへの里親の対応について把握すること。
 - ・ マッチングの期間については、児童と里親との関係性の構築や評価のため、短くなりすぎないようにすること。また、外泊についても2泊3日程度の短期間では、児童の養育上の難しさ等が現れず、具体的な課題等が分からないままになる場合があるため、少なくとも1回はある程度長期の外泊を行うこと。
 - ・ 上記を踏まえ、マッチングの内容や方法、回数、期間等について、基準となる指針を定め、当該指針に基づき計画的に実施すること。
- また、国の里親委託ガイドラインでは、「里親委託のための調整期間は、施設での面会や外出・外泊などの交流に係る里親側の負担等に配慮し、できるだけ長期にならないよう努め、長い場合でも概ね2、3か月程度を目安とする。」と記載されているが、児童が被虐待経験等から様々な困難を抱えている場合や里親にリスク要因があると考えられる場合には、マッチングの期間をより長くとり、丁寧なアセスメントを行うことが求められる。
- 里親との面談にあたっては、里父母同席では、里父、里母、個々の真の思いや感情、意見等が述べられない場合があることから、里父、里母、それぞれ個別に面談する機会を持つ必要がある。また、里親に実子や既に委託している児童など、児童の委託によって大きく影響を受ける者や、里親の両親等、児童の委託後に養育への支援を期待する者に対しても可能な限り意向を聴取する必要がある。

提言 2

里親委託後のフォロー（支援）の充実

【趣旨】

里親委託後は、里親と児童の関係は日々の生活のなかで、委託前には想定していない様々な状況に直面することがあり、県こども家庭Cや民間フォスティング機関、市町等の関係機関が連携を図り、定期的に訪問し、児童と里親の状況を確認し、相談支援を行う必要がある。

委託直後は、不安になりやすい里親を支えるために、家庭訪問は特に重要であるが、その後においても、関係機関の職員等が、日頃から里親と顔なじみになり、里親や委託児童の状況を把握、共有し、必要な支援を行うことが重要である。

【取組の方向】

- 県こども家庭Cにおいては、里親委託後の家庭状況や児童の養育状況等について家庭訪問やアンケート調査等により定期的に確認すること。特に委託後の一定期間は、家庭訪問の頻度を多くして、直接、里親や委託児童と面談し、養育状況等を把握すること。なお、これらの家庭訪問は、全てを県こども家庭Cが行う必要はなく、関係機関等と役割分担して実施することが望ましい。

- 里親の家庭状況や児童の養育状況等に大きな変動があった場合は、里親から県こども家庭Cへ報告することとし、当該報告について周知徹底を図ること。
- 里親委託を行う場合は、必ず関係機関を集めて情報共有を図り、支援方針や役割分担、連携体制を整えておく必要がある。
また、委託児童が保育所等や学校等に所属した場合は当該所属機関とも同様に連携体制を整える必要がある。里親家庭や委託児童の状況を確認するためには、当該里親家庭に關与する関係機関が集まり、それぞれの持つ情報を共有することにより、より客観的、多角的に実態を把握すること。
なお、こうした関係機関の情報共有等にあたっては、個人情報保護の観点からも要保護児童対策地域協議会を活用することが望ましい。
- 里親を支援のための方向性や取組内容、関係機関の役割分担や連携方法等を明確にするため、里親委託時に里親とも共同して、「里親支援計画（仮称）」を作成し、関係機関で共有しておく。なお、この「里親支援計画（仮称）」は、市町こども家庭センターの作成するサポートプランを活用することも考えらえる。
- 里親への法定研修だけでなく、里親委託後の養育に対する実践的な研修の実施や里親への養育に関する専門的な助言等を行う体制を整える必要がある。
- 里親委託後、里親のレスパイトが必要になったとき、それを円滑にできる仕組みや体制を整えておく必要がある。

提言 3

里親が相談しやすい環境、里親家庭を地域で支える仕組みづくり

【趣旨】

里親委託については、一般の家庭に突然、他人が入ってくるという面があり、それだけでもかなりのストレスがある。加えて、委託児童の多くは、被虐待経験等から様々な困難を抱えており、養育する上での負担も大きい。里親は社会的養護の担い手であり、養育に悩んだときに、一人で抱え込むのではなく、子育ての悩みを相談しながら、社会的につながりを持ち、孤立しないことが重要である。里親家庭については、要支援家庭として捉え、地域で見守り、支えていく仕組みが必要である。

【取組の方向】

- 里親は措置機関である県こども家庭Cに対して、養育に係る問題等を相談しづらい面があるので、里親に寄り添い、支援する役割の機関を明確にしておく必要がある。当該機関には、児童福祉法で規定された里親支援センターや市町こども家庭センター等が中心的役割を担うことが期待される。
特に県においては、フォスタリング業務を民間機関に委託しているが、今後、更に里親等委託を推進するためには、里親に寄り添った支援を充実させる必要があり、令和4年改正児童福祉法により児童福祉施設として位置付けられた里親支援センターを設置し、フォスタリング業務の強化を図ることが望まれる。
- 里親に対する支援は里親支援センターが、委託児童に対する支援、権利擁護は県こども家庭Cが主に担い、里親会は里親による当時者団体の互助組織として、三者が役割分担し、連携して里親家庭全体を支援していく必要がある。
県こども家庭C、里親支援センター等の民間フォスタリング機関、里親会等の当事者団体等、里親の関係機関それぞれの里親に対する役割を明確化するとともに、役割分担しながら情報共有や連携、協力を適切に行う体制を構築すること。

- 地域で里親や委託児童がほかの里親家庭と交流したり、支え合う機会を持てるよう、里親会等の里親当事者団体による活動の充実を図ること。
- 里親委託後に市町の保健師等が円滑かつ積極的に里親家庭を訪問し、信頼関係を築きながら、養育に係る支援を行えるようにする必要がある。

提言 4

里親制度に対する普及啓発の促進

【趣旨】

里親が委託児童の養育に困難を抱える要因の一つとして、里親制度が社会に十分に認知されておらず、病院受診や様々な手続きが円滑に行えないことや親族や近隣住民等から理解が得にくい場合があること、里親の休職、休業制度が不十分であるなど、仕事との両立が難しいこと等があげられる。

このため、里親制度に係る広報を充実するとともに、地域の実情に応じた里親制度への理解促進や里親に対する支援策の充実等について、関係機関が連携、協働して、課題共有、役割分担等を行う体制の構築が求められる。

【取組の方向】

- 里親制度の理解の促進のためには、里親という言葉は知っていても、里親制度の内容を知らない人の割合が高いことを踏まえ、里親になることを希望する者や関心の高い層だけでなく、関心のない・低い層に対する普及啓発も重要であり、ターゲットに応じた効果的な広報を行う必要がある。
- 里親等委託の推進のためには、関係機関の連携、協働が不可欠であり、里親等委託に向けた関係機関の理解の促進、協力体制の強化、委託後の里親、委託児童に対する地域での支援の充実等について、課題共有・議論・役割分担等を行う、「家庭養育推進ネットワーク」の整備が求められる。